

増 改 築 相 談 員

新規研修会

8 / 27 (火)

★ 10年以上の工事実績と資格取得でお客様に安心をPR ★

リフォーム業は、一定の条件であれば建設業許可の取得も必要なく資格なしに営業できるため、あらゆる業者が参入できてしまう現状です。それらの業者と差別化を図るためには、リフォームの幅広い正確な知識を身につけることが不可欠です。

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが実施する研修会では「関連法規・制度」や「トラブル事例とその対応」、「最近のトピック」といった営業や施工に必要な不可欠な知識を幅広く学習することができます。

カリキュラム (科目)

総論・相談・工事の進め方	性能向上リフォーム等	住宅の点検と補修
設備のリフォーム	最近のトピック	関連法規・制度等
関連融資・住宅の税金	トラブル事例とその対応	介護保険における 住宅改修実務解説

リフォームの
営業に最新
情報を活用!

◎ 講習会終了後に考査があります。合格した方に登録証と登録カードが発行されます。

日 時 : 2019年8月27日(火) 9時10分~19時20分(予定)

会 場 : 建設埼玉会館 (さいたま市北区宮原町 4-144-1)

受 講 料 : 22,680円 (テキスト代・登録料含む。食事の用意はありません)

受講要件 : 住宅の新築工事又はリフォーム工事に関する
実務経験を10年以上有する方

申込締切 : 8月7日(水) 必着

お申し込み方法は裏面
をご覧ください



お申し込み方法

申込締切8月7日（水）必着

- ①受講料（22,680円）をゆうちょ銀行（郵便局の窓口またはATM）で払込み下さい。
 ※払込手数料はご負担をお願い致します。

（払込先） 郵便振替 00110 - 4 - 20835 加入者名：財団法人埼玉県住宅センター

- ②下記申込書にご記入下さい
- ③申込書とゆうちょ銀行で受領した「振替払込請求書兼受領証」を下記までFAX又は郵送してください。
 郵送の場合、申込書等はコピーでかまいません。
- ④住宅センターで申込書を受付後、下記にご記入いただいた住所へ「申請書」を郵送します。
- ⑤ご記入いただいた「申請書」をFAX又は郵送でご返送ください。
 ※申請書のご返送がない場合、受講いただけない場合があります。
- ⑥住宅センターで「申請書」を確認後、「受講票（はがき）」を下記にご記入いただいた住所へ送付いたします。

申込書

申込先 … FAX 048-669-2131 又は下記に郵送

フリガナ					建設埼玉組合員の有無	
氏名					有・無	組合員番号 — —
生年月日	昭和 平成	年	月	日	職種	実務 経験
自宅 住所	(〒 —)					年
電話		携帯		FAX		

※ご記入頂いた個人情報は利用目的(研修会等の運営・増改築に関する情報提供・統計処理)以外には利用しません

ゆうちょ銀行「振替払込請求書兼受領証」 貼付欄

※タテ/ヨコどちら向きの貼付でも可。また、別紙でお送りいただいても大丈夫です。
 上欄、ご記載いただいた内容が隠れないように貼付してください。

問合せ・申込先

公益財団法人 埼玉県住宅センター

〒331-0812 埼玉県さいたま市北区宮原町4-144-1

電話：048 (669) 2121 FAX：048 (669) 2131